

答 申

第1 審査会の結論

宮城県知事は、本件異議申立ての対象となった部分開示決定において非開示とした情報のうち、第5の2の(1)の氏名及び(2)に掲げる情報を開示すべきである。

第2 異議申立てに至る経過

1 異議申立人は、平成27年5月18日、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第4条の規定により、宮城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「〇〇（〇〇市）地質調査報告書一式 平成25年度〇〇〇〇〇号」について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、「平成25年度〇〇〇〇〇〇号 〇〇土質調査業務委託報告書」（以下「本件行政文書」という。）を特定した。

その上で、本件行政文書について、部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、一部について開示しない理由を次のとおり付して、平成27年6月1日、異議申立人に通知した。

条例第8条第1項第2号該当

対象行政文書には、氏名等の個人に関する情報が含まれており、これらの情報は、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は公開することにより、個人の権利利益が害されるおそれがあるものであるため。

3 異議申立人は、平成27年7月21日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。実施機関が異議申立書に記載の不備があるとして、平成27年8月4日に補正を命じたところ、平成27年8月18日に補正後の異議申立書が提出された。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、本件行政文書の全部を開示することを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書等において述べている内容によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件行政文書は道路建設のための基礎調査であり、本件処分は一般市民が本件行政文書の内容を検証、確認可能とは言えず不十分である。本件行政文書の著者と調査の内容や結果は一体であり、非開示とされた著者の氏名や資格等の個人情報も開示されるべきである。
- (2) 当該調査業務の委託契約書において、発注者は受注者の承諾なく成果物の内容を自由に公表できる旨規定されており、本件行政文書は公表目的に作成された文書であることから、条例第8条第1項第2号イ「公開することが予定されている情報」に該当する。実施機関は契約書の条項を恣意的に解釈している。
ところで、宮城県と国土交通省の契約書は類似しており、とりわけ著作権の無償譲渡と自由公表は全く同文である。同省は同条項を根拠に全国の地質調査報告書の各技術者の氏名を公表している。同一の条項を使いながら、同省と異なる解釈を行い、部分開示とするのは不合理である。
- (3) 非開示とされた現場代理人の氏名は調査現場の標識看板に掲げられ、広く公開されていることから、本人の同意があったことは明らかである。当該看板の写真は現在インターネット上にあり、誰でもその氏名を知り得る状態にある。以上から、非開示にする理由がない。
- (4) 非開示とされた技術者の氏名、資格の一部は、国土交通省の地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）に基づく登録簿の閲覧により広く公開されている。非開示とされた情報が登録簿に収録された地質調査業者現況報告書に記載されているのなら開示すべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書において述べている内容は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件行政文書には、本文に「照査技術者（主任技術者）」及び「管理技術者（現場代理人）」の氏名及び資格名称、巻末資料のボーリング柱状図に「主任技師」、「現場代理人」、「コア鑑定者」及び「ボーリング責任者」の氏名、室内土質試験データに「試験者」の氏名、現場記録写真に公務員を除く個人の顔面部分が含まれており、これらの情報は、条例第8条第1項第2号に該当する非開示情報と判

断し、部分開示決定を行ったものである。

本件行政文書の著作者は受注者の被雇用者個人でなく、受注者である法人である。個人の氏名や資格名称、顔面写真以外は全て開示しており、一般市民が本件行政文書の内容を検証、確認することは十分可能である。

- 2 委託契約書の規定は、道路建設工事において関係者が本件行政文書の調査結果を利用する際の妨げとならないよう設けた成果物利用に関する調整規定であり、成果物が公表されるべきことを定めたものではなく、受注者も本件行政文書が広く流布することは想定していないというべきである。本件行政文書に記載された個人は、受注者との雇用関係において調査に関わっただけで、個人情報公表されることは想定していない。よって、本件行政文書中の個人情報は条例第8号第1号第2号イ「慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」には該当しない。
- 3 標識看板は法令で設置が義務付けられたものではなく、受注者が任意に設置したものであり、条例第8号第1号第2号イ「法令の規定により…公開され、又は公開することが予定されている情報」には該当しない。当該看板は調査業務終了後撤去されており、また、当該看板の写真をインターネット上の検索サービスで検索したが、確認できなかった。
- 4 地質調査業者登録制度は、一定の要件を満たす場合に任意に国土交通大臣に申請し登録を受けるもので、登録の有無により営業活動に規制を受けるものではない。よって登録簿や地質調査業者現況報告書は一定の地質調査業者を網羅するものではなく、条例第8号第1号第2号イ「法令の規定により…公開されている情報」には該当しない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、及び運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 本件行政文書について

本件行政文書は、都市計画道路〇〇〇〇線道路改良事業に係る道路詳細設計に伴い、設計・施行時に必要な地盤の基礎資料を得ることを目的に実施された土質調査業務委託の報告書である。本件行政文書は本文と巻末資料で構成され、後者はボーリング柱状図，推定地層縦断図，室内土質試験データ，せん断抵抗角計算書及び現場記録写真からなる。本件行政文書において，実施機関が非開示とした情報は次のとおりである。

- (1) 本文のうち「1. 業務概要」（1 ページ）の「照査技術者（主任技術者）」及び「管理技術者（現場代理人）」の氏名及び資格名称
- (2) 巻末資料のうちボーリング柱状図の「主任技師」，「現場代理人」，「コア鑑定者」及び「ボーリング責任者」の氏名
- (3) 巻末資料のうち室内土質試験データの「試験者」の氏名
- (4) 巻末資料のうち現場記録写真の公務員を除く個人の顔面部分

3 条例第8条第1項第2号の該当性について

(1) 条例第8条第1項第2号の規定

条例第8条第1項第2号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって，特定の個人が識別され，若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが，公開することにより，なお個人の権利利益が害されるおそれがあるもの」については，開示しない旨規定しているが，同号ただし書により，次に掲げる情報が記録されている行政文書については，同号本文に該当する場合であっても，行政文書の開示をしなければならない。

イ 法令の規定により又は慣行として公開され，又は公開することが予定されている情報

ロ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。），独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員，地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び公社の役員及び職員をいう。）である場合において，当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは，当該情報のうち，当該公務員等の職，氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 条例第8条第1項第2号の該当性の検討

条例第8条第1項第2号本文が規定する「特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」とは、当該情報から特定の個人が識別でき、又は識別できる可能性のあるものをいい、氏名、住所等その他の情報から直接的に特定の個人が識別されるもの及びその他の情報と組み合わせることにより間接的に特定の個人が識別され得るものと解される。

本件行政文書には、2の(1)から(3)までにおいて述べた個人の氏名又は資格名称が記載され、また、2の(4)には個人の顔面部分が記録されており、これらの情報はいずれも個人に関する情報であって、当該情報から直接的に特定の個人が識別されるもの又はその他の情報と組み合わせることにより間接的に特定の個人が識別され得るものと認められる。このことから、2の(1)から(4)までに記した情報は、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであり、条例第8条第1項第2号本文に該当する。

次に同号ただし書該当性について検討する。異議申立人は同号ただし書イに該当するものとして、第3の2の(2)から(4)までを主張しているが、委託契約書の規定は成果物利用に関する調整規定であり、公表について合意したものではないとの実施機関の主張は妥当であること、調査現場に掲げられた看板は任意の設置で、調査終了後は撤去されていること、地質調査業者登録規程に基づく登録は任意の制度であることから、いずれも同号ただし書イには該当しない。

また、異議申立人は本件行政文書の著作者と調査の内容や結果は一体であり、非開示とされた個人情報も開示されるべきと主張するが、開示すべき理由には当たらない。

しかし、2の(2)については、国土交通省、国立研究開発法人土木研究所及び国立研究開発法人港湾空港技術研究所が共同で運営する国土地盤情報検索サイト「KuniJiban」において、平成20年以降同種の情報が無償で公開され、何人も閲覧可能であり、これと異なる取扱いをすることに合理的理由があるとは認められず、調査結果の信頼性確保の観点からも個人の氏名を公開することが求められているというべきである。したがって、当該非開示情報は、同号ただし書イ「公開することが予定されている情報」に該当し、開示することが妥当である。また、2の(1)の氏名についても、2の(2)と同じ情報であることから、同様に開示することが妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件処分のうち、実施機関が非開示と判断した情報について、当審査会は、2の(1)の氏名及び(2)については、開示すべきであると判断した。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙1のとおりである。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
27. 9. 18	○ 諮問を受けた。(諮問第211号)
27. 10. 30	○ 異議申立人から意見書を受理した。
28. 5. 2	○ 異議申立人から追加の意見書を受理した。
28. 5. 24 (第356回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 6. 14 (第357回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 7. 22 (第358回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 8. 23 (第359回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 9. 13 (第360回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

（平成28年9月13日現在）

氏名	区分	備考
蘆立順美	学識経験者	会長職務代理者
齋藤信一	法律家	
坂野智憲	法律家	会長
渋谷雅弘	学識経験者	
矢吹真理子	情報公開を理解する者	